

上小阿仁村社会福祉協議会指定第1号事業者(通所型独自サービス)

指 定 年 月 日	通所型独自サービス:平成18年4月1日								
指 定 事 業 所 番 号	0572103190号								
利 用 定 員	16名								
管 理 者	菅 沼 和 也	法令順守責任者	菅 沼 和 也						
住 所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80								
電 話 番 号	0186-77-3057								
職 員 の 体 制	生活相談員	サービス提供時間数に応じて1名以上配置							
	看護職員	単位ごとに1名以上配置(機能訓練指導員と兼務)							
	介護職員	単位ごとに専従で3名以上配置							
	機能訓練指導員	単位ごとに1名以上配置(看護職員と兼務)							
営 業 日	年末年始12月31日から1月2日までを除き、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日								
提 供 時 間	午前9時から午後4時まで								
通 常 の 実 施 地 域	上小阿仁村								
利 用 料	法定代理受領分	厚生労働大臣の定める基準額の1割または2割または3割							
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣の定める基準額							
	要支援状態区分	基本利用料							
		1割負担	2割負担	3割負担					
	要支援1	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月					
	要支援2	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月					
	加算・減算	1割負担		2割負担		3割負担			
		要支援1		要支援2		要支援1		要支援2	
		同一建物に対する減算		▲376円/月	▲752円/月	▲752円/月	▲1,504円/月	▲1,128円/月	▲2,256円/月
		事業所が送迎を行わない場合(片道)		▼47円/日		▼94円/日		▼141円/日	
サービス提供体制強化加算(I)		88円/月	176円/月	176円/月	352円/月	264円/月	528円/月		
科学的介護推進体制加算		40円/月		80円/月		120円/月			
介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数×9.2%							
食 費		550円							
苦 情 申 立 窓 口	場所	電話番号		相談員					
	上小阿仁村社会福祉協議会	77-3057		生活相談員 北林 江利子					
	村介護保険相談窓口	77-2221							
	地域包括支援センター	77-3008							
	秋田県国民健康保険団体連合会	018-862-3850							